

別表1 (受入基準)

測定項目	受入基準	備考
①油の種類	・ 消防法危険物第4類第3石油類に該当すること。 ・ 廃棄物処理法 廃PCB等に該当し微量PCB汚染廃電気機器等 収集・運搬ガイドラインで指定する微量PCB汚染廃油であること。	
②PCB濃度	0.5 mg/kg を超え 100 mg/kg 以下	必ず測定し提示願います。
③塩素含有率	2 % 以下	「①油の種類」で指定する受入基準の条件を満たす場合は、測定を省略することができます。
④引火点 (1atm)	70 °C ~ 200 °C未満	「①油の種類」で指定する受入基準の条件を満たす場合は、測定を省略することができます。
⑤動粘度 (20.0°C)	20 mm ² /s以下	「①油の種類」で指定する受入基準の条件を満たす場合は、測定を省略することができます。
⑥水分	24000 ppm以下	「①油の種類」で指定する受入基準の条件を満たす場合は、測定を省略することができます。
⑦低位発熱量	45000 kJ/kg以上	「①油の種類」で指定する受入基準の条件を満たす場合は、測定を省略することができます。
⑧夾雑物	受入前に、100メッシュストレーナー等で除去していること。	必ず実施してください。(書類並びに写真の提出)

注記

- (1)原則として①～⑧の受入基準をすべて満たした場合、受入れるものとします。ただし、廃油が、「①油の種類」で指定する受入基準を満たすことが明らかな場合は、③～⑦の測定を省略することができます。この場合①②⑧の受入基準をすべて満たした場合受入れるものとします。
- (2)前項の「①油の種類」で指定する受入基準を満たすことが明らかな場合とは、下記の3条件を満たすことをいいます。
 - a.「微量PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン(環境省)」に定めるPCBを使用していない微量のPCBに汚染された絶縁油であり、かつ1973年(昭和48年)以降製造された電気機器等(トランス、※コンデンサ、OFケーブル)に使用した絶縁油であること。
(※コンデンサ類については当面受入対象外とします。)
[例:1973年(昭和48年)以降製造された電気機器等から直接抜油した時の絶縁油等]
 - b.1972年(昭和47年)以前に製造された電気機器等で使用した絶縁油の場合は、1973年以降に新しく交換した絶縁油であること。
[例(確認方法):交換時の絶縁油に関する記録等による]
 - c.前a,bで指定する絶縁油が消防法危険物第4類第3石油類に該当すること。
- (3)微量PCB汚染廃油(消防法危険物第4類第3石油類)以外は受入れいたしません。保管上他の油等を混入した可能性がある場合、すなわち「①油の種類」で指定する受入基準を証明できない場合は、②～⑧までの測定並びに夾雑物の除去を行い、すべての受入基準(②～⑧の受入基準)を満たす場合受入れます。
- (4)夾雑物の除去は、除去したことを示す書類並びに写真を提出願います。